

示談書

鈴木花子（以下「甲」という）と不倫知子（以下「乙」という）は、次のとおり合意した。

記

第1条（不貞行為）

乙は、平成XX年XX月より、甲の夫である鈴木太郎（以下「丙」という）と、反復継続的な不貞行為（以下「本件不貞行為」という）を伴う不倫関係にあり、甲丙の夫婦の平穏を侵害し、甲に対して精神的苦痛を与えたことを認める。

第2条（慰謝料）

- 乙は、甲に対し、本件不貞行為に関する損害賠償金として、金50万円（以下「慰謝料」という。）の支払義務があることを認め、これを本示談書締結日から30日以内に、甲の指定する下記金融機関の口座へ振込む方法により支払う。また、振込手数料は乙の負担とする。
- 乙は、丙に対する、本件不貞行為に関する慰謝料支払い債務に基づく求償権を放棄する。

第3条（関係解消）

乙は、丙との不貞関係を完全に解消し、如何なる理由があっても丙に連絡（面会、電話、電子メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、第三者を介した連絡等の一切を含む。）を、接触してはならない。

第4条（守秘義務）

甲及び乙は、本件に関し、相互にインターネットへの書き込み・書面掲載・口頭による情報の流布・架電・電子メールその他方法の如何を問わず、本件に関する情報をみだりに第三者に対し公開しないことを約束する。

第5条（迷惑行為の禁止）

甲及び乙は、相手方を訪問すること、当事者のいずれかを誹謗中傷すること、名誉を害すること、その他相手方に不利益となる一切の行為を行ってはならない。

第6条（違約金）

乙が、本示談書の定めいずれか違反した場合は、違反した都度、違約金として金50万円を、甲へ支払わなければならない。

第7条（完全解決）

甲及び乙は、本示談書の定めが誠実に履行されることを条件として、本件についてはすべて解決したものとし、本示談書の定め違反があった場合等を除き、以後、互いに何らかの追加的な請求を行うこと、又は異議申し立てを行ってはならない。

第8条（清算条項）

甲及び乙は、両者の間に本示談書の定めその他、なんらの債権債務も存在していないことを相互に確認する。

示談成立の証として、本示談書を2通作成し、甲及び乙による署名捺印のうえ相互に1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲)

住所

氏名

乙)

住所

氏名